

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

その他

文化賞の候補者を推薦してください

市の文化の発展に著しく貢献したと認められる個人または団体を顕彰します。  
 ④芸術(音楽、文学、美術、芸能)、科学(自然科学、人文科学)の各分野で功績のあった個人または団体[個人]市内在住もしくは在住していた方[団体]市内に事務所を有している団体等/推薦方法=6月1日(月)~30日(火)(当日消印有効)に所定の申請用紙(市ホームページからダウンロード可)と候補者の活動がわかる詳しい資料を直接または郵送でMOO4階市教委生涯学習課(〒085-0016錦町2-4 ㊦31-4579)へ

市営住宅入居受付

受付期間=6月4日(木)~10日(水)午前9時30分~午後4時30分(7日(日)は除く。6日(土)は市役所のみ受け付け)/  
 ㊦市役所1階、各行政センター、阿寒湖温泉支所/㊧収入を証明するもの、障がい者手帳のコピー、住宅明け渡し請求関係書類、印鑑(シャチハタ不可)を持参の上、会場で申込用紙に必要事項を記入  
 ※郵送での申し込みは要問い合わせ。  
 ※次の団地は募集を中断しています。  
**募集中断団地**=白樺台C団地、堀川団地、武佐団地R10・R12棟、阿寒町北新町団地、阿寒町旭町団地、阿寒町まりも団地ML1・3・9・11棟、音別町光洋団地  
 ※美原団地は、2人以上の世帯に限り4階、5階を別に受け付けを行いますので、申込時にご確認ください。  
 ※旭団地コーディアルタウン旭橋は、借上公営住宅のため入居期限が29(令和11)年3月31日までとなっています。  
 ※子育て世帯(同居者に小学校就学前の子供がいる世帯)向け住宅は、次の①~⑤の住宅を受け付けします。  
 ①春採団地すずらん1-0131号室(2LDK、3階) ②緑ヶ岡団地くるみ-135号室(3LDK、3階) ③芦野団地ぬさまい-316号室(2LDK、1階) ④春日団地いちい-0153号室(3LDK、5階) ⑤昭和団地SW5-522号室(2LDK、2階)  
 ※新婚世帯向け住宅(入居者および同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であり、かつ、婚姻の届出日から2年以内の世帯)は、次の①~②の住宅を受け付けします。  
 ①春採団地すずらん2-0234号室(2LDK、3階) ②昭和団地SW5-545号室(2LDK、4階)  
 ※車椅子使用世帯向け住宅は、空き家の有無を問わず、常時募集しています。  
 ㊦市住宅公社(㊦31-4563)、阿寒建設課(㊦64-6191)、音別建設課(㊦01547-6-2231)

税・保険・年金



市道民税(個人住民税)の減免制度について

次のように災害や生活困窮などの特別な事情により個人住民税の納付が困難と思われる方について、本人の申請により減免の対象となる場合があります。減免の可否は、世帯全体の所得状況や資産保有状況等を総合的に判断した上で決定します。  
 ㊦①生活保護法による扶助を受けることとなった方およびそれに準ずる生活困窮の状況にあると認められる方 ②災害により甚大な被害を受けた方 ③失業、廃業、疾病等により著しい生活困窮の状況にあると認められる方/㊦減免は申請時に納期が未到来の税額分が対象であり、既に納期が到来している税額分については減免の対象外となります※20(令和2)年度の税額決定通知書は6月中旬発送予定です。/㊦市民課税市民税担当(㊦31-4514)

国民健康保険課からのお知らせ

●国民健康保険証の更新に伴う郵送のお知らせ  
 7月中旬に新しい保険証を郵送します。簡易書留での郵送を希望される方は、はがきに住所、氏名、簡易書留希望と記載し、6月30日(火)(必着)までに郵送してください。※簡易書留の受け取りには受領印が必要です。配達日の指定はできません。  
 郵送先・㊦国民健康保険課保険担当(〒085-8505黒金町7-5 ㊦31-4528)  
 ●健康保険の加入・脱退手続きをお忘れなく  
 国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険の加入が義務付けられています。転入や退職等で保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きをしてください。なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入中の方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険の適用になった場合などは脱退の手続きが必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。  
 ㊦国民健康保険課保険担当(㊦31-4528)

農業者年金受給者の方へ

6月30日(火)までに現況届を提出してください。  
**提出場所**=市役所4階農業委員会事務局、㊦農林課阿寒農林振興担当、㊦農林課音別農林振興担当/㊦農業委員会事務局(㊦31-4596)



6月30日(火)は下記の市税等の納期限です

- ・市道民税(第1期)
  - ・国民健康保険料(第1期)
  - ・後期高齢者医療保険料(第1期)
  - ・介護保険料(第1期)
- ※いずれも普通徴収分  
 ・6月分保育園保育料  
**●市税等 休日の納付相談窓口**  
 ㊦6月27日(土)午前9時~午後5時  
 ◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押えを執行し厳しく対処しています。納付にあたってお困りの際は納税課までご相談ください。  
 ㊦納税課(㊦31-4517・4518)  
**■納付には便利な口座振替を■**

環境



環境保全課からのお知らせ

●カラス・ハトに餌を与えないで  
 カラスやハトに餌を与えると人を恐れなくなり、人に危害を加えたり、排出ごみを荒らしたり、ふんで洗濯物が汚れるなど、地域の皆さんの迷惑になりますので餌は与えないでください。  
 ㊦環境保全課環境衛生担当(㊦31-4533)・自然保護担当(㊦31-4594)、㊦市民課環境担当(㊦66-2211)、㊦市民課環境担当(㊦01547-6-2231)  
 ●市街地に出没するエゾシカについて  
 近年、本来の生息適地ではない市街地にエゾシカが出没し、住宅地や通学路を徘徊するなどの事例が見られます。市街地にエゾシカが出没した際は、不用意に接近したり取り囲んだりせずに避難してください。追い詰められると予測しない行動をします。近寄らずに遠くから見守ることで、しばらくすると、湿原や山林に帰っていくことが多いです。  
 ㊦環境保全課自然保護担当(㊦31-4594)、㊦市民課環境担当(㊦66-2211)、㊦市民課環境担当(㊦01547-6-2231)

環境事業課からのお知らせ

●集団資源回収に取り組みませんか  
 家庭から出る新聞紙等のリサイクルを進めるために、対象となる資源物を協力して集める団体へ奨励金を交付しています。リサイクル意識を高めながら団体活動の活性化につながる集団資源回収をぜひご活用ください。  
**対象団体**=町内会などの非営利の市民団体(自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等)※要事前登録/**対象品目**=新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック/**奨励金**=回収した量に応じて、1kgごとに2円  
 ●ごみの野外焼却は禁止されています  
 ごみの野外焼却は、一部例外を除き法律で禁止されています。煙、すす、悪臭により近隣への迷惑になるだけでなく、有害物質の発生や野火の原因にもなります。お互いが快い環境で過ごすためにも絶対にやめてください。

●刈り草や枝は

可燃ごみの日に排出してください  
 刈り草や落ち葉は透明または半透明の袋に入れ、剪定した木の枝は長さ50cm以内にしてひもで束ねて、可燃ごみの日に出してください(枝の太さは直径10cm以内のもので1回につき3袋(束)程度とし、それぞれに名前を書いてください)。  
 ㊦環境事業課廃棄物対策担当(㊦31-4551)、㊦市民課環境担当(㊦66-2211)、㊦市民課環境担当(㊦01547-6-2231)

健康



麻しん風しん混合予防接種を受けましょう

麻しんは感染力が強く、気管支炎や肺炎、中耳炎などの合併症を引き起こすことがあります。また、風しんは妊娠中の方がかかると、赤ちゃんに先天性風しん症候群という障がいが残ることもあります。以前に予防接種を受けた方も、麻しんまたは風しんのどちらかにかかったことがある方も、予防接種を受けましょう。対象者は、1回無料で予防接種を受けることができます。

麻しん風しん混合	20(令和2)年度の対象者
第1期	生後12カ月以上24カ月未満のお子さん
第2期	14(平成26)年4月2日~15(平成27)年4月1日生まれのお子さん

接種回数=各1回※対象者以外の方も、任意接種として有料で接種できます。/㊦直接予防接種を実施している市内医療機関へ/㊦健康推進課(㊦31-4524)、㊦保健福祉課(㊦66-2120)、㊦保健福祉課(㊦01547-9-5252)

エイズ検査(HIV検査)・肝炎検査

HIVは性的接触や血液を介して感染します。北海道では、18(平成30)年の新規HIV感染者は21人、エイズ患者は8人、合計29人と報告されており、月平均2.4人のHIV感染またはエイズ発症が判明しています。感染が心配な出来事があれば、一度検査を受けてみましょう。  
 ㊦毎月第2・4火曜日(6~9月、12月は夜間にも実施)/㊦匿名で受診可、HIVや肝炎についての相談も受け付けています。また、釧路保健所のホームページもご覧ください/㊦釧路保健所(城山2-4-22 ㊦65-8076※HIV相談電話直通)

特定不妊治療費助成事業

北海道の実施する特定不妊治療費助成の決定を受けている方を対象に、夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。対象となる治療は体外受精、顕微授精およびその一環として行われる男性不妊治療です。詳しくはお問い合わせください。  
 ㊦健康推進課(㊦31-4524)